

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月1日（平成30年（行個）諮問第167号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行個）答申第216号）

事件名：「本人に係る離職理由変更について」に関する決裁文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、徳島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月2日付け徳労発総0402第3号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

決定通知書の通りに審査請求人の開示請求した決裁文書を開示せよ、又は開示請求された内容に対する決定をし直せ。

審査請求人は自身が特定年月日付で離職した際の被保険者資格喪失原因の特定に関する決裁文書、すなわち、特定ハローワークが厚生労働省業務取扱要領50305（5）ロ（リ）aに該当すると思料するとして審査請求人の離職票等に付した文書に対する決裁文書を開示請求したが、これに対し徳島労働局長より全部開示決定通知書が審査請求人に届いた。しかしながら、実際に開示の際に提示された文書は離職票退職届等の7枚であり、開示請求した決裁文書は開示されておらず請求と異なる文書を開示（提供）されても審査請求人が受け取れないため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人は、平成30年3月9日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、「本人が特定年月日付けで開示請求し、特定年月日付けで開示決定された内部決裁文書のうち、開示請求人に係る離職理

由変更についてと題された担当者の署名入りの離職理由変更内容，すなわち業務取扱要領50305（5）ロ（リ）aに該当すると思料するとして4D→3Aへ変更した文書の決裁文書。※押印等があるものを含む全て一式。」に係る開示請求に対し，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人が原処分の取消しを求めて，平成30年7月2日付け（同月4日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，請求人が請求する本件対象保有個人情報の特定及びその全部を開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

### （1）本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，「開示請求人に係る離職理由変更についてと題された，担当者の署名入りの離職理由変更内容，すなわち業務取扱要領50305（5）ロ（リ）aに該当すると思料するとして4D→3Aへ変更した文書の決裁文書一式。」であり，次に掲げる文書により構成される。

ア 審査請求人に係る「雇用保険被保険者離職票－1」及び「雇用保険被保険者離職票－2」

イ 「審査請求人に係る離職理由の変更について」と題された，特定公共職業安定所で作成された担当者の署名入りの文書

ウ 審査請求人の記載した特定事業所に対する「退職届」

エ 特定事業所から審査請求人へ通知された「御通知」

オ 審査請求人の記載した特定公共職業安定所に対する「申立書」

### （2）本件対象保有個人情報の特定について

雇用保険法に基づく失業等給付の基本手当の受給資格については，申請者に係る「雇用保険被保険者離職票－1」及び「雇用保険被保険者離職票－2」にその他必要書類を添え，公共職業安定所長の決裁を経た上で，決定される。

本件に係る審査請求人の請求する対象保有個人情報は，審査請求人の離職理由変更を含めた受給資格の決定に係る決裁文書であり，処分庁が特定した上記（1）のアからオの文書により構成される。

また，本件審査請求を受け，処分庁において，改めて対象保有個人情報の探索を行ったが，上記（1）で特定した対象保有個人情報以外に，該当する保有個人情報の存在は認められなかった。

### （3）審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求の理由として，審査請求書の中で，「審査請求人は，自身が特定年月日付けで離職した際の被保険者資格喪失原因の

特定に関する決裁文書，すなわち特定ハローワークが厚生労働省業務取扱要領50305（5）ロ（リ）aに該当すると思料するとして審査請求人の離職票等に付した文書に対する決裁文書を開示請求したが，これに対し処分庁より全部開示決定通知書が審査請求人に届いた。しかしながら，実際に開示の際に提示された文書は離職票退職届等の7枚であり，開示請求した決裁文書は開示されておらず請求と異なる文書を開示（提供）されても審査請求人が受け取れないため。」と主張しているが，上記（2）で述べたとおり，本件審査請求に係る対象文書は特定されており，審査請求人の主張は，本件対象保有個人情報の特定及び開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のことから，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年10月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月28日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象保有個人情報を特定し，その全てを開示する原処分を行った。

審査請求人は，本件請求保有個人情報に該当する情報を改めて特定することを求めているが，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

（1）諮問庁は，原処分の妥当性について，理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして詳細な説明を求めさせたところによると，おおむね以下のとおり説明する。

ア 雇用保険の被保険者が事業所から離職した場合，当該被保険者は，当該事業主から「雇用保険被保険者離職票－1」及び「雇用保険被保険者離職票－2」（以下，順に「離職票1」及び「離職票2」という。）の交付を受け，当該被保険者の住所を管轄する公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に来所し，求職の申し込みを行うとともに，就職が決まるまでの間，雇用保険の失業等給付を受けることができるように，ハローワークにおいて受給資格の手続を行う。そ

の際、当該被保険者は、事業主から受領した離職票 1 及び離職票 2 をハローワークに提出し、雇用保険の受給資格決定を受ける。

イ 離職票 1 及び離職票 2 には、あらかじめ事業主の判断による、当該被保険者の離職理由が記載されており、4 Dとは、正当な理由のない自己都合退職という意味であるが、その場合、給付制限が課され、3 か月間は基本手当の支給対象とならないなど、当該被保険者にとって不利になる。

そのため、ハローワーク職員は、当該被保険者が手続のために来所した際、受給資格を正確に決定するため、離職票 1 及び離職票 2 に記載された離職理由が本当であるかどうか、当該被保険者に聴取し、異議がある場合は、離職票 2 の所定の欄に、当該被保険者が認識している離職理由を記載させた上、その証拠となる文書等があれば、当該被保険者からその文書を提出させ、当該事業主にも別途聴取するなどして、調査を行う。

ウ ハローワーク職員による調査の結果、離職票 1 及び離職票 2 に記載された離職理由が誤りであることが確認された場合、厚生労働省業務取扱要領に基づき、ハローワーク内で離職理由変更の決裁を行い、当該被保険者の受給資格を決定する。その際、離職票の所定欄への押印等によって、決裁が行われる。

エ 本件請求保有個人情報、審査請求人の離職理由変更を含めた受給資格の決定に係る決裁文書に記録された保有個人情報であり、原処分において特定した本件対象保有個人情報がこれに該当するものである。

なお、本件審査請求を受け、処分庁において、改めて対象保有個人情報の探索を行ったが、本件対象保有個人情報以外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在は認められなかった。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された原処分に係る本件開示請求書を確認したところ、「1 開示を請求する保有個人情報」欄には、「平成 28 年特定月日付で開示請求し、同特定月日付で開示決定された内部決裁文書のうち、特定氏名に係る離職理由変更についてと題された担当特定氏署名入りの離職理由変更内容、すなわち業務取扱要領 5 0 3 0 5 (5) 口(リ) a に該当すると思料するとして 4 D→3 Aへ変更した文書」との記載が認められる。

(3) そこで、当審査会において、諮問庁から平成 28 年特定月日付けで審査請求人に対して開示決定した「内部決裁文書」の提示を受けて確認したところ、その一部に、「特定氏名(審査請求人)に係る離職理由変更について」と題する文書があり、当該文書には、特定公共職業安定所の担当者の署名と、「業務取扱要領 5 0 3 0 5 (5) 口(リ) a に該当すると思料する。(4 D→3 Aへ変更)」旨の記載が認められ、当審査会

事務局職員をして諮問庁に対して確認させたところ、当該文書は、原処分において特定した別紙2の2に掲げる文書と同一の文書であり、原処分において特定した一連の決裁文書の中で決裁されたものであるとのことである。

- (4) 当審査会において、諮問書に添付された、原処分により本件対象保有個人情報として特定され開示された別紙2に掲げる文書を確認したところ、別紙2の1に掲げる離職票1の決裁欄において決裁が行われ、別紙2の2に掲げる文書がこれに添付されていることが認められ、別紙2の2に掲げる文書は別紙2に掲げる一連の決裁文書の中で決裁された旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報は、本件請求保有個人情報に該当すると認められる。

- (5) 以上のことから、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とは認められない。また、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとはいえない。

したがって、徳島労働局において、本件対象保有個人情報の外に、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、徳島労働局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙 1

本人が平成28年特定月日付けで開示請求し、平成28年特定月日付けで開示決定された内部決裁文書のうち、開示請求人に係る離職理由変更についてと題された担当者の署名入りの離職理由変更内容、すなわち業務取扱要領50305(5)口(リ)aに該当すると思料するとして4D→3Aへ変更した文書の決裁文書。※押印等があるものを含む全て一式。

## 別紙 2

- 1 審査請求人に係る「雇用保険被保険者離職票－1」及び「雇用保険被保険者離職票－2」
- 2 「審査請求人に係る離職理由の変更について」と題された，特定公共職業安定所で作成された担当者の署名入りの文書
- 3 審査請求人の記載した特定事業所に対する「退職届」
- 4 特定事業所から審査請求人へ通知された「御通知」
- 5 審査請求人の記載した特定公共職業安定所に対する「申立書」